

令和6年度

町 税 の し お り



基 山 町

も く じ

1	町税の種類	1
2	住 民 税	1
2-1	個人の町県民税	2
	町県民税のよくある質問	10
2-2	法人の町民税	11
3	固定資産税	12
	固定資産税のよくある質問	15
4	軽自動車税	16
4-1	軽自動車税（環境性能割）	16
4-2	軽自動車税（種別割）	16
	軽自動車税のよくある質問	19
5	町たばこ税	19
6	入 湯 税	20
7	国民健康保険税	21
	国民健康保険税のよくある質問	24
8	納税のご案内	25
	町税納付のよくある質問	27
	町税等の納付月一覧	28



この「町税のしおり」に関する問合せ先

基山町役場 税務課

電話 0942 - 92 - 7918

FAX 0942 - 92 - 7184

1. 町税の種類

基山町において、現在課税されている税金は、次のとおりです。

普通税・・・使いみちが特定されず一般的な財源に充てられるもの

例) 住民税（個人町県民税・法人町民税）、固定資産税、
軽自動車税、町たばこ税

目的税・・・特定の財源に充てられるもの

例) 入湯税、国民健康保険税

※なお、基山町では課税されていませんが、この他に鉱産税、特別土地保有税、事業所税、
都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税等があります。

2. 住民税

町内に住所を有する個人等には、町民税及び県民税（以下「町県民税」といいます。）が課税されます。この両者は納税の方法や、課税のしくみが同一であり、納付も一緒に行われるところから両者を総称して住民税と呼ばれています。

（１）均等割と所得割

町民税には、個人の町民税と法人の町民税があり、それぞれ課税の基準によって均等割と所得割（法人は法人税割）に区分されています。

均等割 …… 納税者の所得金額にかかわらず、広く均等に負担してもらうもの

所得割（法人は法人税割） …… 納税者の所得に応じて負担してもらうもの

（２）個人の県民税

個人の県民税は佐賀県の税金ですが、納税者や課税所得金額が個人の町民税と同じなので納税者の便宜などを図るため、町が個人の町民税とあわせて課税し徴収しています。

（３）個人の町県民税の納税義務者

個人の町県民税を納める人は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税
町内に住所がある個人	均等割額 ＋ 所得割額
町内に住所はないが事務所、事業所 又は家屋敷のある個人	均等割額

町内に住所があるかどうか、また事務所などがあるかどうかは、その年の１月１日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で判断されます。

2-1. 個人の町県民税

- 均等割 町民税 3,000 円 県民税 1,500 円
 県民税 1,500 円のうち 500 円は、佐賀県森林環境税として令和 9 年度まで負担していただくものです。
 令和 6 年度から森林環境税（国税）として年額 1,000 円が町県民税の均等割と併せて徴収されます。
- 所得割 10%（内訳：町 6%＋県 4%）
 ※分離課税分は税率や所得の算出方法が異なります。

（1）所得金額

所得割の税額計算の基礎は、所得金額です。

所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出されます。なお、町県民税は、前年中の所得を基準にして計算されますので、例えば、令和 6 年度の町県民税は、令和 5 年中（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月）の所得金額が基準となります。

★所得の種類と所得金額の算出方法

所得の種類		所得金額の算出方法
1. 利子所得	預貯金、国債などの利子の所得	収入金額＝所得金額
2. 配当所得	株式、出資の配当などの所得	収入金額－その株式などを取得するための借入金の利子
3. 事業所得	商工業、農業など事業をしている場合の所得	収入金額－必要経費
4. 不動産所得	土地、建物などを貸している場合の所得	収入金額－必要経費
5. 給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額－給与所得控除額 〔次ページ参照〕
6. 退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	(収入金額－退職所得控除額)×1/2
7. 譲渡所得	土地、建物以外の資産の譲渡所得(総所得金額に算入する金額は、短期譲渡所得の金額＋長期譲渡所得の金額×1/2になります。)	収入金額－売却した資産の取得費＋譲渡の経費－特別控除額 (最高 50 万円)
8. 山林所得	山林の立木などを売った場合の所得	収入金額－必要経費－特別控除額
9. 一時所得	クイズの賞金、生命保険契約の満期返戻金など一時的な所得(総所得金額に算入する金額は、一時所得金額の1/2になります。)	収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額 (最高 50 万円)
10. 雑所得	公的年金などの所得	収入金額－公的年金等控除額 〔次ページ参照〕
	営業でない貸金の利子など上記所得に当てはまらない所得	収入金額－必要経費

★給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。ただし、2か所以上から給与の支払を受けた場合は、合計した金額を収入金額として計算します。

【給与所得額の算出表】

(小数点以下切捨)

収入金額の合計額	給 与 所 得 金 額	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収 入 - 550,000 円	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	収入金額 ÷ 4 = A (千円未満切捨)	A × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		A × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		A × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額 × 0.9 -	1,100,000 円
8,500,000 円 ～	収入金額 -	1,950,000 円

★公的年金の所得の計算

公的年金等の収入金額から所得金額を計算する際に公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額と年齢区分に応じて公的年金の所得計算方法が異なり、以下の表を参考に算出した金額が雑所得となります。

【公的年金等所得額の算出表】

(小数点以下捨)

受給者の年齢	公的年金等の収入の合計額 ・・・(A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超～ 2,000 万円以下	2,000 万円超
		公的年金の所得金額		
昭和 34 年 1 月 2 日 以後生れの方 (65 歳未満の方)	～ 600,000 円	0 円	0 円	0 円
	600,001 円 ～ 1,299,999 円	(A) - 600,000 円	(A) - 500,000 円	(A) - 400,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) × 75 % - 275,000 円	(A) × 75 % - 175,000 円	(A) × 75 % - 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) × 85 % - 685,000 円	(A) × 85 % - 585,000 円	(A) × 85 % - 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	(A) × 95 % - 1,455,000 円	(A) × 95 % - 1,355,000 円	(A) × 95 % - 1,255,000 円
	10,000,000 円 ～	(A) - 1,955,000 円	(A) - 1,855,000 円	(A) - 1,755,000 円
昭和 34 年 1 月 1 日 以前生れの方 (65 歳以上の方)	～ 1,100,000 円	0 円	0 円	0 円
	1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	(A) - 1,100,000 円	(A) - 1,000,000 円	(A) - 900,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) × 75 % - 275,000 円	(A) × 75 % - 175,000 円	(A) × 75 % - 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) × 85 % - 685,000 円	(A) × 85 % - 585,000 円	(A) × 85 % - 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	(A) × 95 % - 1,455,000 円	(A) × 95 % - 1,355,000 円	(A) × 95 % - 1,255,000 円
	10,000,000 円 ～	(A) - 1,955,000 円	(A) - 1,855,000 円	(A) - 1,755,000 円

★所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得金額調整控除額が控除されるため以下の方法で算出します。

・給与等の収入金額が 850 万円超で以下のア～ウのいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額(1,000 万円超の場合は 1,000 万円)から 850 万円を引いた金額の 10%に相当する金額

ア 本人が特別障害者に該当 イ 年齢が 23 歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

・給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合は、給与所得控除後の給与等の金額(10 万円超の場合は 10 万円)と公的年金等の雑所得の金額(10 万円超の場合は 10 万円)の合計額から 10 万円を引いた金額

★非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税とされ、個人町県民税の課税の対象にはなりません。

(代表的な非課税所得)

- ・傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金（障害年金、遺族年金）など
- ・給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は最高月額 10 万円まで）
- ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・雇用保険の失業給付
- ・災害支援金、災害見舞金

(2) 所得控除

納税者の実情に応じた税負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる臨時の出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮し、所得金額から次の金額を差し引くことになっています。

★控除の種類と控除額の計算方法

種 類		要 件	控 除 額
1	雑損控除	災害や盗難などによって、損害を受けた場合	次のうち、いずれか多い方の金額 1.(損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の 10% 2.災害関連支出の金額－保険金等による補てん額－50,000 円
2	医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	(支払った医療費－保険金などにより補てんされた額)－[(総所得金額等の 5%) 又は 100,000 円のいずれか少ない額] ※限度額 200 万円
	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	前年中にスイッチ OTC 医薬品を購入した場合	支払った合計額が 12,000 円を超える部分の額 (上限 88,000 円) ※医療費控除との併用はできません。
3	社会保険料控除	前年中に社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険等の保険料など)を支払った場合	支払った額
4	小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づき掛金を支払った場合	支払った額

種 類		要 件	控 除 額
5	生命保険料 控 除	【旧契約】 ①前年中に一般の生命保険料だけを 支払った場合 (控除額が 28,000 円を超えない時は 新契約も適用可)	イ. 15,000 円まで……全額 ロ. 15,000 円を超え 40,000 円まで 支払った保険料×1/2 + 7,500 円 ハ. 40,000 円を超え 70,000 円まで 支払った保険料×1/4 + 17,500 円 ニ. 70,000 円を超える場合 一律 35,000 円
		【旧契約】 ②前年中に個人年金保険料だけを支 払った場合 (控除額が 28,000 円を 超えない時は新契約も適用可)	同上
		③旧契約のみ適用の場合	①+②の合計額 (最高 70,000 円)
		【新契約】 ④前年中に一般の生命保険料だけを 支払った場合	イ. 12,000 円まで……全額 ロ. 12,000 円を超え 32,000 円まで 支払った保険料×1/2 + 6,000 円 ハ. 32,000 円を超え 56,000 円まで 支払った保険料×1/4 + 14,000 円 ニ. 56,000 円を超える場合 一律 28,000 円
		【新契約】 ⑤前年中に個人年金保険料だけを支 払った場合	④と同じ
		⑥新契約のみ適用の場合	④+⑤の合計額
		⑦新契約と旧契約の双方について適 用する場合	①+④の合計、②+⑤の合計 それぞれ(最高 28,000 円)
		(新契約のみ) ⑧前年中に介護医療保険料 だけを支払った場合	④と同じ
		⑧も支払っている場合 右のいずれかにより生命保険料控除 額を算定します。	③+⑧ ⑥+⑧ (最高 70,000 円) ⑦+⑧
6	地震保険料 控 除	①支払った保険料が地震保 険料 だけの場合	支払った保険料が イ. 50,000 円以下……支払った保険料×1/2 ロ. 50,000 円を超える場合……一律に 25,000 円
		②支払った保険料が旧長期 損害保険料だけの場合	イ. 5,000 円以下……支払った保険料全額 ロ. 5,000 円を超え 15,000 円まで 支払った保険料×1/2 + 2,500 円 ハ. 15,000 円を超える場合……一律に 10,000 円
		③支払った保険料が地震保 険料と旧長期損害保険料と の両方である場合	支払った地震 保険料について + 支払った旧長期 損害保険料に ①により求めた額 ②により 求めた額 = 地震保険料控除額 (限度額 25,000 円)
7	ひとり親 控除	前年の合計所得金額が 500 万円以下で、次の(1)(2)いずれにも該当する場合 (1)配偶者と死別、離婚後に婚姻していない、配偶者が生死不明、または未婚 (2)前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子(他の者の扶養親族 である場合を除く)を有する ※住民票に「妻(未届)」または「夫(未届)」の記載がない場合に限ります。	30万円
8	寡婦控除	前年の合計所得金額が 500 万円以下で、上記のひとり親の要件に該当せず、次の (1)または(2)に該当する場合 (1)夫と離婚後に婚姻しておらず、子以外の扶養親族を有する (2)夫と死別後に婚姻していないまたは夫が生死不明 ※住民票に「妻(未届)」または「夫(未届)」の記載がない場合に限ります。	26万円
9	勤労学生 控除	納税者が勤労学生で、自己の勤労にもとづく給与等の所得があり、合計所得金額が 75 万円以下で、かつ勤労によらない所得(不動産等)が 10 万円以下の場合。	26万円

種 類		要 件	控 除 額																																																			
10	障害者控除	前年の12月31日の現況において、本人又はその控除対象配偶者や扶養親族が障害者である場合	(1)障害者			1人につき26万円																																																
			(2)特別障害者			1人につき30万円																																																
			上記(2)にあげる人で控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合は、23万円を加算																																																			
11	配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合 ※いわゆる内縁関係の配偶者や事業専従者となっている配偶者は該当しません。 ※老人配偶者控除の対象は、前年の12月31日現在で70歳以上の方です。	<table><tr><td></td><td colspan="4">あなたの合計所得額</td></tr><tr><td></td><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>1,000万円超</td></tr><tr><td>配偶者控除</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="2">なし</td></tr><tr><td>老人配偶者控除</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>						あなたの合計所得額					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除	33万円	22万円	11万円	なし	老人配偶者控除	38万円	26万円	13万円																												
				あなたの合計所得額																																																		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																		
配偶者控除	33万円	22万円	11万円	なし																																																		
老人配偶者控除	38万円	26万円	13万円																																																			
12	配偶者特別控 除	生計を同じくする配偶者が次の要件をすべて満たす場合 1. 納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下である。 2. 配偶者の合計所得金額が480,001円以上1,330,000円以下である。 3. 配偶者が、青色事業専従者、事業専従者、他の人の扶養親族でない。	<table><tr><td></td><td colspan="4">あなたの合計所得額</td></tr><tr><td>配偶者の合計所得</td><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>1,000万円超</td></tr><tr><td>48万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="9">なし</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td colspan="3">なし</td></tr></table>						あなたの合計所得額				配偶者の合計所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	なし	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	なし		
				あなたの合計所得額																																																		
配偶者の合計所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																		
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	なし																																																		
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																			
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																			
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																			
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																			
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																			
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																			
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																			
133万円超	なし																																																					
13	扶養控除	生計を同じくする扶養親族の合計所得金額が48万円以下で、他の人の扶養親族でなく、かつ、青色事業専従者、事業専従者でないとき。 ※同居老親等・・・納税者本人又は本人の配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で、本人又は本人の配偶者と同居を状況としていること。	控除の対象となる扶養親族(前年の12月31日現在)。 なお、扶養親族が障害者であるときは、障害者控除も適用することができます。																																																			
			<table><tr><td>年少扶養親族(16歳未満)</td><td>0円</td></tr><tr><td>一般の扶養親族 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)</td><td>33万円</td></tr><tr><td>特定扶養親族(19歳以上23歳未満)</td><td>45万円</td></tr><tr><td>老人扶養親族 (70歳以上)同居老親等</td><td>45万円</td></tr><tr><td>老人扶養親族 (70歳以上)同居老親等以外</td><td>38万円</td></tr></table>				年少扶養親族(16歳未満)	0円	一般の扶養親族 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)	33万円	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	45万円	老人扶養親族 (70歳以上)同居老親等	45万円	老人扶養親族 (70歳以上)同居老親等以外	38万円																																						
年少扶養親族(16歳未満)	0円																																																					
一般の扶養親族 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)	33万円																																																					
特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	45万円																																																					
老人扶養親族 (70歳以上)同居老親等	45万円																																																					
老人扶養親族 (70歳以上)同居老親等以外	38万円																																																					
14	基礎控除	すべての納税義務者	<table><tr><td>合計所得金額 2,400万円以下</td><td>430,000円</td></tr><tr><td>合計所得金額 2,400万円超～2,450万円以下</td><td>290,000円</td></tr><tr><td>合計所得金額 2,450万円超～2,500万円以下</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>合計所得金額 2,500万円超</td><td>0円</td></tr></table>					合計所得金額 2,400万円以下	430,000円	合計所得金額 2,400万円超～2,450万円以下	290,000円	合計所得金額 2,450万円超～2,500万円以下	150,000円	合計所得金額 2,500万円超	0円																																							
合計所得金額 2,400万円以下	430,000円																																																					
合計所得金額 2,400万円超～2,450万円以下	290,000円																																																					
合計所得金額 2,450万円超～2,500万円以下	150,000円																																																					
合計所得金額 2,500万円超	0円																																																					

(3) 税額控除

★配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	町民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

★配当控除

控除額の計算については、配当所得金額に下表の控除率をかけて計算します。

種 類		課税所得金額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
				町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等以外の 証券投資信託			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

★住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別税額控除（以下住宅ローン控除）を受けている方で、所得税から住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった額がある方のうち、平成 21 年から令和 7 年までの入居者が対象です。次の A 又は B のいずれかの少ない額が所得割額から控除されます。（町民税 3/5・県民税 2/5）

A	所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった額
B	所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の 5 % (97,500 円を限度) ※平成 26 年 4 月以降に入居し、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8 % 又は 10 % の場合は、7 % (136,500 円を限度)

【控除期間】10 年間

※①特例取得②特別特例取得③特例特別特例取得に該当する場合や令和 4 年以降の認定住宅等に入居した方は、控除期間が 13 年間になります。

★寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30% を超える場合には当該 30% に相当する金額）が 2 千円を超える場合には、その超える金額の 10%（県民税は 4 %、町民税は 6 %）に相当する金額

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 佐賀県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として佐賀県又は町の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として佐賀県又は町の条例で定めるもの

※ 災害等の被災地の自治体への寄付金、日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金についても「ふるさと寄附金」として、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

●ふるさと納税制度について

総務大臣の指定を受けた地方公共団体に対する寄附金（いわゆるふるさと納税）については、上記の控除額に加え、以下の計算式によって計算された額（町民税 6 %、県民税 4 %）が控除額となります。

$$\text{特例控除}(\text{※1}) = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税の適用税率} \times 1.021 (\text{※2}))$$

（※1）住民税所得割額の 20%が上限 （※2）1.021 は復興特別所得税調整分

●ワンストップ特例制度について

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税の確定申告をする必要のない給与所得者等の方について、寄附先の地方団体に対して申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）を提出することによって、税の申告を行わなくても寄附金の控除を受けることができます。ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用した場合、所得税からの還付は行われずふるさと納税を行った翌年度の個人住民税で税額控除が行われます。

ただし、次に掲げる方はワンストップ特例制度の適用は受けられません。

- ・ 寄附した自治体の数が 5 を超える方
- ・ ふるさと納税の寄附金税額控除を受ける目的以外で確定申告や住民税申告を行う方
 $\left(\begin{array}{l} \text{※転居による住所変更など、ご提出いただいた申告特例申請書の内容に変更があった場合は、} \\ \text{寄附をした翌年の 1 月 10 日までに、申告特例申請書事項変更届出書を提出する必要があります。} \end{array} \right)$

★調整控除

合計所得金額が 2,500 万円以下の方は、個人住民税と所得税の人的控除額の差額による負担増を調整するため、次の額と 2,500 円のどちらか大きい額を所得割から控除することになります。

（ア）個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

a、b のいずれか少ない金額の 5%（町民税 3%、県民税 2%）

a 人的控除差の合計額 b 合計課税所得金額

（イ）個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合

a から b を控除した額（5 万円未満の場合は 5 万円）の 5%（町民税 3%、県民税 2%）

a 人的控除差の合計額 b 合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

人的控除差額一覧

控除の種類		差額
基礎控除		5 万円
扶養控除	一般	5 万円
	特定	18 万円
	老人	10 万円
	同居老親等	13 万円
勤労学生控除		1 万円

控除の種類		差額
障害者控除	普通	1 万円
	特別	10 万円
	同居特別	22 万円
ひとり親控除	父親	1 万円
	母親	5 万円
寡婦控除		1 万円

控除の種類		差額		
		納税義務者の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下 (老人控除対象配偶者)	5 万円 (10 万円)	4 万円 (6 万円)	2 万円 (3 万円)
	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
配偶者特別控除	50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円

★定額減税

国は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度の個人住民税の減税をするとしています。

具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行います。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限りです。なお、定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税され、寄付金税額控除（ふるさと納税）の特別控除の控除上限額については定額減税前の所得割額で計算されます。

また、所得割額が定額減税可能額以下の場合は、後日、差額分を1万円に繰り上げて対象者の方へ給付されます。

（４）税額の計算方法

個人町県民税の税額は、均等割額（町民税 3,000 円・県民税 1,500 円, 森林環境税 1,000 円）と所得割額の合計金額となります。所得割額の計算方法は次のとおりとなります。

（所得割額の計算方法）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \text{(所得金額－所得控除額)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{(10\%)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{調整控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

（５）個人住民税がかからない人

★ 均等割・所得割がかからない人〔非課税〕

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額（注2）が135万円以下（給与収入では204万4千円未満）の人
- ③前年中の合計所得金額が38万円以下（給与収入では93万円以下）の人
- ④控除対象配偶者または扶養親族がいる人は前年中の合計所得金額（注2）が次の算式で求めた額以下の人 $28 \text{ 万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 16 \text{ 万} 8 \text{ 千円} + 10 \text{ 万円}$

★ 所得割がかからない人〔均等割のみ課税〕

- ①前年中の総所得金額等の合計額（注1）が、次の算式で求めた額以下の人
 - ・控除対象配偶者、扶養親族がいない人 45 万円
 - ・控除対象配偶者または扶養親族がいる人 $35 \text{ 万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$
- ②所得控除、税額控除により所得割額が算出されない人

（注1）総所得金額等の合計額

次の（ア）（イ）の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

（ア）事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）

（イ）総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額。

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

- ・純損失や雑損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

（注2）合計所得金額

上記（注1）の（ア）（イ）の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

ただし、（イ）の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額。

【非課税基準一覧表】

控除対象配偶者 ＋扶養人数	非 課 税 基 準 額	
	均等割・所得割(合計所得金額)	所得割(総所得金額等の合計額)
0人	380,000円 以下	450,000円 以下
1人	828,000円 "	1,120,000円 "
2人	1,108,000円 "	1,470,000円 "
3人	1,388,000円 "	1,820,000円 "
4人	1,668,000円 "	2,170,000円 "

(6) 申告と納税

★申告

1月1日(賦課期日)現在、町内に住んでいる人は、毎年3月15日までに町県民税の申告をしなければなりません。ただし、次の人は、町県民税の申告は必要ありません。

- 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人
- 所得税の確定申告をした人

★納税の方法

個人の町民税を納めていただくには、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

- 普通徴収 事業などを行っている人の場合は、町から税額が通知され、口座振替やアプリ決済、納付書により納めていただきます。なお、口座振替以外での納付の場合は、納期限が到来していなくてもまとめて納付することが可能です。
- 特別徴収 給与所得者の場合は、給与の支払者(会社など)が町から通知された税額を、毎月(6月～翌年5月)の12回に分けて給与から天引きされます。
65歳以上の公的年金受給者で以下の場合は、公的年金から天引きされます。

▼▼町県民税のよくある質問▼▼

Q	亡くなった夫の令和6年度の住民税は？
	私の夫は、令和6年1月10日に死亡しましたが、令和5年中に夫が得た所得に対しても町県民税は課税されるのでしょうか。
A	町県民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、令和6年1月1日現在生存されている方に対しては、令和6年度の町県民税は課税されます。(令和5年中に死亡された方に対しては、令和6年度の町県民税は課税されません)
Q	年の途中で引越した場合の課税市町村は？
	私は、令和6年1月20日に基山町から福岡市へ引越しました。令和6年度の町県民税はどちらへ納めることになるのでしょうか。
A	令和6年1月1日に住んでいる市町村に納めることになります。この場合、令和6年1月1日の住所は基山町にありますので、その後福岡市に引越したとしても、令和6年度分の町県民税は基山町に納めていただくことになります。
Q	退職した翌年にも住民税の納税通知書がきましたが？
	私は、退職した年に退職金から町県民税を天引きされましたが、翌年にも納税通知書が送られて来ましたが、これはなぜでしょうか。
A	退職者が受けた退職所得に対する町県民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者(特別徴収義務者)を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する町県民税は、その翌年に納めていただくことになっています。あなたの場合、退職された年分の退職時までの給与などに対する住民税の納税通知書が送られてきたものと思われます。
Q	会社からの天引き(特別徴収)に変更するにはどうすればよいですか？
	納税通知書が届きましたが、今年の5月から会社に勤め出したため、会社からの天引き(特別徴収)で個人住民税を納めたいと思っています。どうすればよいですか。
A	郵送されました納付書を添えて、会社の経理担当者に「給料から個人住民税を天引きしてほしい」旨をご相談ください。会社からは、特別徴収への切替申請書を提出していただくことになります。なお、納期の過ぎた分につきましては切り替えることができませんのでお届けしました納付書で納付してください。

2-2. 法人の町民税

法人の町民税を納めるのは、法人（会社など）のほか、人格のない社団等で、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税
町内に事務所又は事業所のある法人	均等割額 ＋ 法人税割額
町内に事務所又は事業所はないが寮などのある法人	均等割額
町内に事務所・事業所などのある公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの	均等割額

(1) 均等割額

区 分		均等割額
資本金等の金額	従業者数	
50億円を超える法人	50人超	3,600,000 円
	50人以下	492,000 円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100,000 円
	50人以下	492,000 円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480,000 円
	50人以下	192,000 円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180,000 円
	50人以下	156,000 円
1千万円以下の法人	50人超	144,000 円
	50人以下	60,000 円
上記以外の法人等		60,000 円

※1. 資本金等の金額とは、資本の金額又は出資金額に資本積立金を加えたものです。

※2. 従業者数とは、町内にある事務所・事業所などの従業者数の合計です。

※3. 従業者数は、確定申告時は事業年度の末日、予定申告時は事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日の現況によります。

納付額 = 均等割額 × 町内に事務所・事業所などのあった月数 ÷ 12

※月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てる。

(2) 法人税割額

法人税割額の税率は、8.4%です。（令和元年10月1日以降に開始した事業年度）

(3) 申告と納税

期間	区 分	申告期限及び納付税額
6か月	確定申告	(申告期限) 事業年度終了の日から原則として2か月以内 (納付税額) 均等割額と法人税割額の合計額
	中間申告 (予定申告)	(申告期限) 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 (納付税額) 次の①〔予定申告〕又は②〔中間申告〕の額 ① 均等割額と前事業年度の法人税割額の1/2の合計額 ② 均等割額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額
1年	確定申告	(申告期限) 事業年度終了の日から原則として2か月以内 (納付税額) 均等割額と法人税割額の合計額 ※ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。

3. 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する町に納める税金です。固定資産税を納める人（納税義務者）は、原則として固定資産の所有者です。具体的には、次のとおりです。

土 地	土地登記簿又は土地課税（補充）台帳に所有者として登記又は登録されている人
家 屋	建物登記簿又は家屋課税（補充）台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在でその土地・家屋を現に所有している人（相続人等）が納税義務者となります。

（1）税額の算定

固定資産税は、次のような手順で税額が決定されます。

1 固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格を基に課税標準額を決定します。

2 課税標準額 × 税率（1.4%）＝ 税額 となります

町内に所有しているそれぞれの資産ごとの課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。 ○土地…30万円 ○家屋…20万円 ○償却資産…150万円

土地・家屋価格等の縦覧制度

土地・家屋価格等縦覧帳簿には、所在地番・地目（構造）・地積（建床面積）・評価額等が記載されており、町内の他の土地又は家屋の価格等を比較することが出来るようになっていました。この土地・家屋価格等縦覧帳簿は、毎年4月1日から当該年度の最初の納期限の日まで、町内に土地・家屋を所有している方にお見せしています。

（2）納税の方法

固定資産税は、税額等を記載した納税通知書に同封されている納付書又は口座振替により年4回（5月・7月・12月・2月）で納めていただきます。

固定資産の価格に係る不服審査

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、各市町村に設置されている固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができることとなっています。この審査の結果固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、固定資産課税台帳に登録された価格が修正され、税額が修正されることになります。詳しくは納税通知書をご覧ください。

（3）固定資産の評価替え

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、1月1日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します（次の基準年度は令和9年度です）。第2年度および第3年度は、新たな評価は行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。ただし、

第2年度または第3年度において、新たに固定資産税の課税対象となった土地・家屋が出た場合や、土地の地目変更や家屋の増改築などがあった場合は、基準年度以外の年度でも評価を行い、価格を決定します。また、土地の価格が下落し価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行うこととなります。

(4) 課税のしくみ

★土地に対する課税

固定資産評価基準によって、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目別の詳しい評価方法は、固定資産税係までお問い合わせください。

地目 …宅地、田、畑、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地があります。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

【住宅用地に対する課税標準の特例】

住宅用地については、その税負担を特に軽減することを目的として、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて、特例措置が適用されます。

- 小規模住宅用地…200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分)を小規模住宅用地といいます。課税標準額については価格の1/6の額とする特例措置があります。
- 一般住宅用地……小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。例えば、300㎡の住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。課税標準額については価格の1/3の額とする特例措置があります。

○特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に下表の住宅用地の率を乗じて求めます。

家屋の種類		住居部分の割合	住宅用地の割合
(ア)	専用住宅・共同住宅	全部	1.0
(イ)	(ウ) 以外の併用住宅	1/2 以上	1.0
		1/4 以上 1/2 未満	0.5
(ウ)	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	3/4 以上	1.0
		1/2 以上 3/4 未満	0.75
		1/4 以上 1/2 未満	0.5

※住宅用地は、所有者からの申告等により課税標準の特例措置が適用されます。

土地の利用状況が次の①～⑥のように変更があった場合は、すみやかに住宅用地の申告書を税務課に提出する必要があります。

- ① 住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ② 店舗などが住宅に改築され、住宅用地になった場合
- ③ 住宅が店舗などに改築され、住宅用地ではなくなった場合
- ④ 敷地の一部を住宅用地以外として利用した場合(例：貸駐車場)
- ⑤ 住宅が取り壊され、住宅用地ではなくなった場合
- ⑥ 住宅戸数を変更した場合(例：二世帯住宅に改築したなど)

★家屋に対する課税

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{評点数}} \times \boxed{\text{評点一点当たりの価額}}$$

●再建築価格…評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において、その場所に新築するとした場合に必要とされる建築費です。

●評点数…再建築費評点数×消耗状況による減点補正率×受給事情による減点補正率

●評点一点当たりの価額…1円×物価水準による補正率×設計管理費による補正率

※ただし、上記式により算出された評価額が前回の評価額を超える場合には、引き上げられることなく、前回の評価額に据え置かれます。

※家屋は、原則として評価額が課税標準額になりますので、それに税率を乗じて税額を求めます。

※家屋の用途変更や取り壊しを行った際は、固定資産税係へ届出をお願いします。

【家屋に対する特例措置】

○新築住宅に対する減額措置

新築された住宅やアパート・マンションなどが、次の各要件を満たす場合、一般の住宅については新築後3年度分(長期優良住宅は5年度分)、地上3階以上の中高層耐火住宅は5年度分(長期優良住宅は7年度分)床面積120㎡までの税額が2分の1に減額されます。

1. 居住部分の床面積が50㎡(アパートなどの貸家住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下である場合。

2. 店舗、事務所を有する併用住宅は、居住部分の床面積が建物全体の床面積の2分の1以上である場合。

○その他の減額措置

住宅については、新築住宅の減額以外にも耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、長期優良住宅改修などの減額制度があります。詳しい内容は、固定資産税係までお問い合わせください。

★償却資産に対する課税

固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

① 申告いただく方

会社や個人で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で1月1日現在に償却資産を所有している方です。

その方は毎年1月31日までに、償却資産が所在する市町村に固定資産税(償却資産)の申告をしなければなりません。

② 償却資産の対象となるもの

事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

ア. 構築物(広告塔、路面舗装、フェンスなど)

イ. 機械及び装置(旋盤、ポンプなど)

ウ. 船舶

エ. 航空機

オ. 車両及び運搬具(貨車、客車、トロッキ、大型特殊自動車など)

カ. 工具、器具、備品(測定工具、切削工具、パソコンなど)

キ. 建物附属設備(家屋として課税されるものを除く)

などの事業用資産です。

③ 償却資産の対象とならないもの

ア. 土地

イ. 建物(家屋として課税されるもの)

ウ. 無形減価償却資産

エ. 使用可能期間1年未満の資産

- オ. 取得価格が 10 万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
- カ. 取得価格が 20 万円未満の資産で法人税法等の規定により 3 年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
- キ. 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの
- ※（カ）（キ）の場合であっても、個別資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行っているものについては課税の対象となります。

④ 償却資産の評価・税額の求め方

●前年中に取得された償却資産

$$\boxed{\text{価格（評価額）}} = \boxed{\text{取得価額}} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right)$$

●前年より前に取得された償却資産

$$\boxed{\text{価格（評価額）}} = \boxed{\text{前年度の価格}} \times (1 - \text{減価率}) \cdots (A)$$

※ただし、(A) により求めた額が取得価額の 5% よりも小さい場合は、取得価額の 5% とします。
 ※償却資産は、原則として価格が課税標準額になりますので、それに税率を乗じて税額を求めます。

▼▼固定資産税のよくある質問▼▼

Q	地価が下がっているのに、土地の税額が上がるのは？
	地価が下落しているのに、税額が上がるのはおかしいのではないのでしょうか。
A	土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇はゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。地価が下落する中で税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べて、現在の課税標準額が低いいため負担調整措置により本来の課税標準額に向けた調整措置によるものです。したがって、課税の公平の観点からやむを得ないものと考えられます。
Q	固定資産税(家屋)が急に高くなったのですが？
	私は、令和 2 年 9 月に住宅を新築しましたが、令和 6 年度分から税額が急に高くなりました。なぜでしょうか。
A	新築の住宅に対しては、一定の要件にあたる場合は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から 3 年度分（3 階建以上の中高層耐火住宅等について、一定の要件にあたる場合は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から 5 年度分）に限り、税額が 2 分の 1 に減額されます。あなたの場合は、令和 3・4・5 年度分については税額が 2 分の 1 に減額されており、この減額適用期間が終了したことにより、本来の税額になったため、税額が高くなったものです。
Q	家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのは？
	私の家は平成 30 年に建築されたものですが、年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはおかしいのではないですか。
A	家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費すなわち再建築価格に、家屋の建築後の年数の経過によって通常生ずる損耗の状況による減価等をあらわした経年減点補正率を乗じて求められます。ただし、その価額が前年度の価格を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。建築年次の古い家屋の一部については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた価額を下回るまでにはいたらず、評価額が下がらない場合があります。
Q	昨年売った土地・家屋に今年も固定資産税の通知書がきたけどなぜ？
	私は、令和 5 年 12 月に土地つきの家売り、令和 6 年 1 月中旬に所有権移転登記を済ませました。令和 6 年度の土地・家屋の固定資産税の課税はどうなるのですか。

A	土地・家屋の固定資産税は、その年の1月1日現在、土地・家屋登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人が納税義務者になります。ご質問の場合、令和6年1月1日現在では、所有者としてあなたの名義で登記されていますので、すでに売却済みの土地・家屋であっても、令和6年度分まで固定資産税の納税義務者は、あなたになります。
Q	固定資産税(土地)が急に高くなったのですが？
	私は、昨年（令和5年10月）に住宅を壊しましたが、土地については、今年（令和6年度分）から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。
A	土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され減額されます。しかし、住宅の滅失やその住宅としての用途を変更すると本特例の適用から外れることになるためです。ご質問の場合、令和6年1月1日（賦課期日）現在で住宅は滅失されているので、特例の適用から外れ、税額が高くなっております。 ※13 ページ参照
Q	年の始めに家屋を取り壊した場合は？
	令和6年1月20日に取り壊した家屋についても、令和6年度の固定資産税の課税対象となっています。なぜでしょうか。
A	固定資産税は毎年1月1日（賦課期日）現在に所在している固定資産を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。したがって、令和6年1月20日に取り壊された家屋も1月1日には存在していたことから、令和6年度分の固定資産税の課税対象となるものです。
Q	各地にある工場・支店の償却資産の申告や現在稼働していない償却資産の申告は？
	私は全国規模で展開している会社に勤務し、各地に工場・支店があります。どこの市町村に償却資産の申告をすればよいのでしょうか。また、現在稼働していない償却資産も申告の必要があるのでしょうか。
A	償却資産の申告は、当該償却資産が所在する市町村へ行うことになっていますので、各地の工場・支店が所在する市町村毎に、別々に申告していただくことになります。 また、稼働を休止している等のいわゆる遊休資産であっても、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、償却資産として申告の対象になります。

4. 軽自動車税

4-1. 軽自動車税（環境性能割）

令和元年10月1日から自動車取得税（県税）を廃止し、新たに環境性能割が創設されました。環境性能割は令和元年10月1日以降に軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず車両の通常の取得額が50万円を超える場合に課税されます。これに伴い、軽自動車税の環境性能割は町税となりますが、当分の間、賦課徴収は県が行います。

4-2. 軽自動車税（種別割）

環境性能割の創設に併せて、それまでの軽自動車税は種別割に名称が変わりました。種別割は、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（これらを総称して「軽自動車等」といいます）にかかる税です。種別割を納める人は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車等の所有者です。

(1) 年税額

★原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車等

車 種		年税額
原動機付自転車	50cc または 0.6kw 以下 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を含む	2,000 円
	50cc または 0.6kw を超え、 90cc または 0.8kw 以下	2,000 円
	90cc または 0.8kw を超え、 125cc または 1.0kw 以下	2,400 円
	三輪以上（ミニカー）	3,700 円
軽二輪車	125cc を超え 250cc 以下	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター、コンバイン等）	2,400 円
	その他（フォークリフト等）	5,900 円
二輪の小型自動車で、250cc を超えるもの		6,000 円

★三輪、四輪以上の軽自動車

※「最初の新規検査」とは、新車時の新規検査（車検証の初度検査年月）です

車 種				年 税 額		
				平成 27 年 3 月 31 日 以前に最初の新規 検査を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日 以後に最初の新規 検査を受けた車両	令和 6 年 4 月 1 日 時点で最初の新規 検査年月から 13 年を超える車両
軽自動車	三輪で、総排気量 660 cc 以下			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上で 総排気量 660 cc 以下	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

○グリーン化特例〔軽課〕

一定の環境性能を有する軽自動車に対する「グリーン化特例」について、特例措置が令和 7 年度まで延長されることとなりました。これにより、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、基準を満たす車両については、令和 6 年度分の軽自動車税（種別割）に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

※令和 5 年度軽自動車税でグリーン化特例（軽課）を受けた車両については、令和 6 年度軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）は適用されず、通常の課税となります。

車種				年 税 額		
				【A】 75%軽減	【B】 50%軽減	【C】 25%軽減
軽自動車	三輪で総排気量 660 cc以下			1,000 円	2,000 円 (乗用営業用のみ)	3,000 円 (乗用営業用のみ)
	四輪以上で 総排気量 660 cc以下	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	対象外	
		貨物	営業用	1,000 円		
			自家用	1,300 円		

【A】75%軽減

電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合または平成 21 年排出ガス基準 10%低減）

【B】50%軽減

令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成車

【C】25%軽減

令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

（２）申告と納税

軽自動車等を取得したとき、基山町内に主たる定置場を移した場合や軽自動車等を所有したまま転居した場合は 15 日以内に、軽自動車等を廃車したり売却した場合には、30 日以内に次のところに必ず申告してください。

車 種	申 告 場 所
原動機付自転車（125cc 以下） 小型特殊自動車（コンバイン・トラクター等）	基山町役場 税務課 住民税係 TEL 0942-92-7918
軽自動車（660 cc 以下）	軽自動車検査協会 佐賀事務所 TEL 050-3816-1754 FAX 0952-36-4235
軽二輪車（125cc を超え 250cc 以下） 二輪小型車（250cc を超える）	佐賀運輸支局 TEL 050-5540-2082 FAX 0952-30-7279

軽自動車税（種別割）の納期限は 5 月末日です。また、4 月 2 日以降に廃車の手続きをしてもその年の課税分は取り消しできません。〔軽自動車税（種別割）には月割課税制度はありません。〕

身体障害者等に対する減免**▼対象車両**

- （１） 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む）で、身体障害者、精神障害者、身体障害者等と生計を一にする者又は常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの（1 台に限る）
- （２） その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

※ 1 納期限までに申請手続きが必要となります。

※ 2 前年度に申請された方は、次年度以降は自動継続となり、再度の申請は必要ありません。
ただし、障害の程度や登録車両等、申請内容に変更があった場合は再度申請が必要です。

※ 3 減免されるのは、軽自動車、原動機付自転車を通じて 1 台（普通自動車も含む）です。

▼▼軽自動車税のよくある質問▼▼

Q	軽自動車やバイクを人に譲った場合は？ 6月に持っている軽自動車（四輪乗用）を友人に譲ることにしました。この場合、既に納付済の税金はどうなりますか。また、名義変更の手続きはどうすればよいのですか。
A	軽自動車税（種別割）は、軽自動車等を4月1日現在で所有している人に課税されます。したがって、6月に軽自動車等を譲っても今年度の税金はあなたが負担することになります。また、軽自動車税（種別割）には月割賦課制度はなく、年税額が賦課されます。 次に手続きの方法ですが、人に譲ったときのほかにも盗難にあったとき、使用できなくなったとき、所有者の住所が変わったときにも申告をしていただくことになっています。 申告の場所は以下のとおりです。申告に必要な添付書類は、事前に該当する申告場所へおたずねください。 ▼原動機付自転車（125cc以下）と小型特殊自動車 …… 基山町役場税務課 ▼軽3輪車・軽4輪車（660cc以下） ……………… 軽自動車検査協会佐賀事務所 ▼軽二輪車・小型二輪車 ……………… 佐賀運輸支局
Q	廃車（譲渡）したはずなのに、なぜ通知が届くのですか？ 私は、4月1日以前に譲渡したはずなのに納税通知が届きました。なぜでしょうか。
A	4月1日以前に譲渡したのに納税通知が届いた場合には、譲り受けた方が名義変更の手続きをしていないことが考えられます。名義変更をしないまましていると、あなたに納税通知書が届けられるだけでなく、思いもよらないトラブルや事故に巻き込まれてしまうこともありますので、軽自動車などを譲ったり、または譲り受けたりした場合には必ず名義変更の手続きをしてください。 軽自動車などを知人や中古車販売業者等に譲った場合の注意点が以下のとおりです。 ▼名義変更の手続きをしていないか、または4月2日以降に名義変更をしたとき、実際にはそれ以前に渡していた場合でも、今までの所有者が納税義務者となりますので、あなたに課税されます。いつ手続きをしたのか確認をするようにしてください。 ▼名義変更の手続きを4月1日以前にしている場合は、譲渡したことがわかる書類（新ナンバーがわかる書類等）を用意して、お問い合わせください。届け出がないと翌年もあなたに課税されますので、必ず手続きをしてください。

5. 町たばこ税

町たばこ税は、製造たばこの製造者等が町内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

（1）納税義務者

町たばこ税を納めるのは、製造たばこの製造者等です。たばこの小売定価には、町たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

（2）申告と納税

製造たばこの製造業者等が、毎月の初日から末日までの間に売渡したたばこに係る税額を計算し、翌月末日までに申告して納めることになっています。

（3）税率

たばこ税の税率は下表のとおりです。

（税率：円/1,000本）

地方たばこ税			国の たばこ税
	県たばこ税	町たばこ税	
7,622	1,070	6,552	7,622

★加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこについて、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分が創設されました。また、紙巻きたばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方式となります。

課税方式の見直しについては、平成30年10月1日から実施し、5年間かけて段階的に移行し、また、経過期間中の課税標準は、新課税方式による紙巻きたばこへの換算を1/5ずつ増やしていくことになります。

改正前	改正前の換算本数×1.0
平成30年10月1日	改正前の換算本数×0.8 + 改正後の換算本数×0.2
令和元年10月1日	改正前の換算本数×0.6 + 改正後の換算本数×0.4
令和2年10月1日	改正前の換算本数×0.4 + 改正後の換算本数×0.6
令和3年10月1日	改正前の換算本数×0.2 + 改正後の換算本数×0.8
令和4年10月1日	改正後の換算本数×1.0

たばこは町内で買ひましょう！

たばこ税は購入するたばこの代金に含まれており、そのうち町たばこ税は販売店のある町の収入となります。

貴重な町の収入財源となっていますので、ぜひ基山町内でたばこをお買い求めいただきますようお願いします。

※喫煙者の皆様は引き続き、喫煙マナーの向上にご協力ください。

6. 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含みます。）に要する費用に充てるために、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯に対して課税される目的税です。

（１）納税義務者

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場（温泉施設）に入湯した方です。

（２）申告と納税

鉱泉浴場経営者の方は、入湯する方から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、徴収金を町に納入いただくことになっています。

（３）税率

入湯税の税率は、入湯客1人1日について70円、宿泊客1人1泊について150円となっています。

7. 国民健康保険税

国民健康保険は、他の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない人が加入を義務付けられている健康保険です。国民健康保険税は、その運営の費用にあてる目的税です。

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡等に際し、必要な保険給付を行うために必要な大切な財源です。納め忘れのないよう納期限内に納付をお願いします。

(1) 納税義務者

国民健康保険の納税義務者は、国民健康保険の被保険者を有する**世帯主**とされています。

※ 世帯主が社会保険等に参加しているため国民健康保険の資格がない場合でも、世帯員の中に被保険者がいれば世帯主に課税します。

《後期高齢者医療制度とは?》

対象者……75歳以上の方か、65～74歳までの方で一定の障害の状態にあることで広域連合の認定を受けた方です。

対象になると、それまで加入していた国民健康保険や他の健康保険などから後期高齢者医療制度に移ることになります。詳しくは福祉課保険年金係(92-7934)へお尋ねください。

(2) 賦課期日と納期

国民健康保険税は4月1日現在で課税し、年度途中で加入した場合は、加入の月から年度末までの月割計算となります。また、年度途中で脱退する場合は、脱退の前月までの月割計算となります。

普通徴収 (口座振替または納付書での納付)	6月から翌年3月までの 10回納付
特別徴収 (年金からの天引き)	仮徴収(4月・6月・8月) 本徴収(10月・12月・2月)

既に年金天引きが始まっている人は、令和6年4月・6月・8月の仮徴収においては、令和6年2月に年金天引きされた金額と同じ金額が天引きされます。令和6年10月・12月・令和7年2月は、令和6年度の年税額から仮徴収した額を差し引いた残りの税額を3回に分けて徴収します。特別徴収となる世帯主の方で申出をすると、口座振替に変更も可能です。(条件あり)

《国民健康保険に加入・脱退するときは手続きが必要です!》

加入 離職などで職場の健康保険から離脱した、他の市町村から転入してきた子供が生まれた

脱退 職場の健康保険に加入した、他の市町村へ転出する、加入者が死亡した

このようなときは、住民課住民係の窓口で手続きをしてください。

(2) 通知書・納付書の発送

国民健康保険税の納税通知書・納付書の発送は、普通徴収(口座振替・納付書で納める方)は6月中旬頃、特別徴収(年金から天引きされている方)は7月中旬頃となります。

(3) 税額

給 付 区 分	医療分 (0歳～75歳未満)	後期高齢者 支援金分 (0歳～75歳未満)	介護分 (40歳～65歳未満)
①所得割額 ※前年中の所得です (所得金額－住民税の基礎控除額) × 税率	9.1%	2.6%	2.3%
②均等割額 (1人あたり)	25,700 円	8,100 円	8,900 円
③平等割額 (1世帯あたり)	30,400 円	9,600 円	4,500 円
④課税限度額	65 万円	24 万円	17 万円

●後期高齢者支援金分

後期高齢者医療制度は他の健康保険等により支えられる仕組みになっているため、75歳未満の方は、後期高齢者支援金分を保険税として納めます。

●介護分

40歳以上65歳未満の人(介護保険の第2号被保険者)がいる世帯は、介護分を保険税として納めます。

※前年に譲渡所得があった場合の所得割額は、特別控除後の所得で計算します。ただし、下記軽減の判定は、特別控除前の金額で判定します。

【年度途中で75歳を迎える人(後期高齢者医療へ移行する人)】

75歳到達の方の国民健康保険税額は、75歳到達月の前月までを月割で算定し年税額の中に算入されています。また、これまで年金から天引きによる納付の対象となっていた人についても、納付書(口座振替)による個人納付に切り替わり、年金からは徴収されません。

(4) 軽減制度

【前年の所得による軽減】

世帯主(※擬制世帯主も含む)と被保険者である世帯員の前年の所得によって均等割と平等割を7割・5割・2割に軽減する制度があります。

※軽減を判断するためには所得の確定が必要ですので、収入がない方でも所得の申告が必要になります。

※擬制世帯主とは、世帯主が国保以外の健康保険に加入しているが、世帯員の中で国民健康保険の被保険者がいる世帯を擬制世帯といい、擬制世帯の世帯主を擬制世帯主(擬主)といいます。

軽減割合	軽 減 基 準 額
7割軽減	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下
5割軽減	43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下
2割軽減	43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下

※判定は、4月1日(4月2日以降に新規加入した場合は、資格取得日)時点の世帯構成に基づき計算します。(それ以降は、転入や世帯構成変更などにより世帯主が変更になった場合のみ再度計算を行います。)

※65歳以上の公的年金受給者の方は年金所得から15万円を控除した所得金額で軽減判定を行います。

※(給与所得者等の数 - 1)は、給与所得者等の数が2以上の場合のみ適用となります。

「給与所得者等」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等所得者(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上:公的年金等の収入が125万円(15万円特別控除を含む)を超える方)を指します。

※「被保険者数」とは、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含みます。

※軽減判定所得は、専従者控除前の所得、特別控除前の譲渡所得、基礎控除前の総所得金額を使用します。

【非自発的失業者の軽減】

倒産・解雇などの非自発的な失業等の理由により国民健康保険に加入した方（離職日に65歳未満の方）は、離職の翌日の属する月から翌年度末までの間国民健康保険税が軽減されます。雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業給付を受けている方で、雇用保険受給資格者証の離職理由判別コードが『11・12・21・22・23・31・32・33・34』の方が対象です。軽減は、保険税の所得割を算定する際、非自発的失業者の給与所得を30/100として算定します。

【国民健康保険に加入する子どもの均等割の減免】

子育て世帯の負担軽減を図るために、国民健康保険に加入する未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を減免します。また、国民健康保険に加入する18歳以下の子どもが3人以上いる世帯に対して、第3子以降の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を減免します。減免となるのは、国民健康保険に加入する未就学児及び18歳以下（年度末時点）である第3子以降の方の均等割（医療分・後期高齢者支援金等分）です。なお、この減免についての申請は不要です。詳しくは福祉課保険年金係（92-7934）へお尋ねください。

【保険制度移行に伴う軽減】

①国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ加入することにより、残った国民健康保険の加入者が1人となる世帯については、医療分・後期高齢者支援分それぞれの平等割額が移行した月から5年間は半額（移行した月から5年過ぎた後の3年間は3/4の額）となります。

②被用者保険（社会保険等）の加入者が、後期高齢者医療へ加入することにより、その被扶養者であった65歳以上の方（旧被扶養者）が国民健康保険に加入する場合は、加入後2年間は旧被扶養者に係る均等割額を半額（7割・5割軽減に該当する場合を除く）とし、旧被扶養者に係る所得割を課しません。また、世帯の国民健康保険の加入者が旧被扶養者のみの世帯は、平等割額も半額とします。

【産前産後期間の減免】

令和5年11月1日以降に出産された方又は出産される予定の方は、出産の予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額が減額されます。妊娠85日（4か月）以降に出産された方（死産・流産・人工妊娠中絶含む）が対象です。申請受付は出産予定日の6か月前から可能です。※産前産後期間のうち、令和6年1月1日以降の期間の分が減額の対象です。

【その他の減免】

天災その他の事情がある場合（震災、火災その他これに類する災害によって納税義務者がその財産について甚大な損害を被った場合、納税義務者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、負傷をした場合など）、生活保護法の規定による扶助を受けているものに準ずると認められる場合などに納税者の担税力をみताうえで、納税猶予や減免される場合があります。減免の適用をうけるには、申請が必要です。納税通知書を受け取ったら早めに税務課窓口で御相談ください。（納期限までの申請が必要です。）

《国民健康保険と収入の申告》

国民健康保険の加入者は必ず申告が必要です！4月15日までに申告してください。給与や年金の収入のみで給与支払報告書や公的年金支払報告書の提出があっている方は不要ですが、それ以外の所得がある人は申告が必要となります。（所得税の確定申告をされた方も不要です。）また、無収入の人や遺族年金等の年金支払報告書の提出がない収入の人なども申告が必要となります。

申告がされないと適正な課税を行うことができないうえ、上記の「前年の所得による軽減」が適用されなかったり、高額療養費の低所得者に対する自己負担額の軽減措置を受けることができない場合があります。

▼▼国民健康保険税のよくある質問▼▼

Q	国民健康保険税は支払わないといけないの？ 私は、めったに病気にかからないので、病院にはほとんど行きません。それなのになぜ国民健康保険税を支払わなければならないのですか。
A	国民健康保険という制度は「助け合い」の精神に基づいているのだということをご理解いただきお支払ください。それぞれが健康で働いているときに、それぞれの収入に応じて保険税を出し合い、万が一の時のお互いの生活を守っていくのが国民健康保険の目的です。
Q	国民健康保険税の納税義務者は？ 私は、サラリーマンで社会保険の被保険者ですが、国民健康保険税の納税通知書は私の名前で送ってきました。なぜですか。
A	国民健康保険税は、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国民健康保険の被保険者でなくても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、国民健康保険税の納税通知書は世帯主に届きます。この場合、世帯主の所得は国民健康保険税の所得割の計算には含めません。
Q	社会保険に加入したのに、なぜ通知が届くのですか？ 私は、就職し会社の社会保険に加入したのですが、国民健康保険税の納税通知書が届きました。なぜですか。
A	社会保険に加入したのであれば、国民健康保険の資格喪失の届出をする必要があります。国民健康保険と社会保険の両方の保険証（社会保険の保険証が未交付の場合は、加入を証明するもの）をお持ちになり、住民課住民係の窓口で手続きを行ってください。社会保険に加入したときに遡って資格を失います。国民健康保険の資格を喪失する手続きは自動的にはい行われません。届出がなければ町はその事実を知ることができないため、本来なら資格が無いにもかかわらず国民健康保険の保険証が手元に残ることになります。この場合、新しい保険証がまだ手元に届いていなくても、国民健康保険の保険証は使用できません。資格を喪失したにもかかわらず国民健康保険の保険証で医療機関に受診した場合、あとで町が支払った医療費をお返しいただくことになりますのでご注意ください。 ※75歳年齢到達により後期高齢者医療保険に加入した場合は自動で国民健康保険の資格が喪失します。
Q	国民健康保険税を納めなかったときは？ 国民健康保険税を納めなかったときはどうなりますか。
A	納期限を過ぎても国民健康保険税を納めないときは、督促状や催告書をお送りします。督促状や催告書の送付後も納付がなく、さらに滞納が続く場合は滞納措置や処分の対象となることがありますのでご注意ください。なお、納付が困難な場合は税務課徴収係にご相談ください。 長期間の滞納が続く場合、法律に基づき、保険給付（療養費、高額療養費など）が制限され、また1年間の有効期限の被保険者証の代わりに、「短期被保険者証」または「被保険者資格証明書」の交付となります。 ○短期被保険者証：通常1年間の被保険者証の有効期限が、1年未満になる被保険者証です。 ○被保険者資格証明書：国民健康保険の資格があることを証明するものです。医療機関に提示しても、医療費を全額（10割）払わなければならないません。福祉課保険年金係で医療費の払い戻しを請求すれば、7割（8割）戻ってきますが、滞納している保険税に充てられることになります。 ※短期被保険者証・資格証明書の方には、「限度額適用認定証」は発行されません。 ※保険給付や被保険者資格の制限を受けている間でも国民健康保険税は課税されます。

8. 納税のご案内

町税の納税者には、毎年同じ時期に役場から税目ごとに納税通知書を送付しています。この納税通知書にはそれぞれ納期ごとに納付書がついており、納期限や納付場所など納めるのに必要な情報が記載されていますので、確認し、忘れずに納期限内に納めるようにしましょう。(口座振替の方には納付書はついていません。)

(1) 納付

★納付書による納付

納付書により町税の納付ができるのは、次の金融機関・コンビニエンスストアです。

【金融機関】

- 佐賀県農業協同組合(本所、各支所及び各出張所)
- 佐賀銀行、福岡銀行、九州労働金庫、西日本シティ銀行
(佐賀県・福岡県内の本店・支店及び各出張所)
- ゆうちょ銀行、郵便局(沖縄県を除く九州内)

【コンビニエンスストア】(順不同)

- セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア
生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ、MMK 設置店

※バーコードの印字された納付書であれば、取扱可能な全国のコンビニで 24 時間納付できます。

※以下の納付書はコンビニで納付できませんので、金融機関の窓口で納付をお願いします。

- ・金額を訂正したものや 1 枚あたりの金額が 30 万円を超えるもの
- ・バーコードの印字のないものや印字が読めないもの

★スマートフォン等を利用したアプリ決済による納付

利用できる決済アプリは次のとおりです。

PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書払い、PayB、楽天銀行コンビニ支払サービス
銀行 Pay (ゆうちょ Pay 等)、au PAY (請求書支払い)、楽天ペイ、d 払い、J-coin、
FamiPay

※納付書で納付した時と異なり、お手元に納付の確認ができる書類が残らないためアプリの領収済画面や利用明細画面を記録として残していただくようお願いいたします。

※アプリにより利用条件が異なります、利用前に必ず各アプリの公式ページなどで確認してください。

★口座振替による納付・納入

口座振替とは、あなたに代わって指定の金融機関(上記の納付できる金融機関と同じ)が、町税を納期ごとに、あなたが指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税する制度で、一度手続きをされますと、翌年度以降は自動的に更新されます。なお、郵便局の場合は、自動払込制度といいます。口座振替をご利用になれば納期のたびに金融機関などにわざわざお出かけになる手間が省けて大変便利です。うっかり納め忘れて余分な延滞金・督促手数料などを支払うことがなくなります。

申込手続 口座振替依頼書、通帳、通帳届出印および納税通知書等をご持参のうえ、金融機関の窓口でお申込みください。

◎口座振替の注意点

- ・口座振替の開始は、申請月(ゆうちょ銀行の場合は、10日までに申請された分)の翌月末からになります。
- ・振替日は該当月の末日(12月は25日)です。ただし、末日が土日祝日の時は翌営業日となります。
- ・振替日の前日までに入金するなどして残高不足にならないようご注意ください。
- ・振替の結果についてはご自身で通帳に記帳していただきご確認ください。

★地方税統一QRコード（eL-QR）を利用した納付

納付書に印字された「地方税統一QRコード（eL-QR）」及び「eL番号」を利用して、パソコンやスマートフォンなどから電子納付ができます。

【対象税目】

○住民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税（種別割）・国民健康保険税

【利用可能な納付方法】

○地方税統一QRコード対応金融機関

全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付が可能です。

○各種スマートフォン決済アプリ

納付書表面に印字された「地方税統一QRコード（eL-QR）」を読み取って各種スマートフォンアプリによる納付が可能です。

○地方税お支払いサイト

クレジットカード払い（別途手数料必要）、インターネットバンキング、口座振替（事前登録必要）が利用できます。

※詳細は地方税共同機構のホームページでご確認ください。

（２）滞納

納期限までに町税を納税しないと滞納となります。滞納すると、本来納めるべき税額のほかに督促手数料や延滞金を納めていただくなくてはなりません。

●督促手数料 督促状が発送された場合の手数料 100円

●延滞金 延滞金は納期限の翌日から納付・納入の日までの日数に応じ加算されます。

【令和6年中における延滞金の割合】

延滞金	本則	特例	令和6年中の割合
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	年7.3%	特例基準割合（注1） + 年1%	年2.4%
納期限の翌日から 1か月を経過した日以降	年14.6%	特例基準割合（注1） + 年7.3%	年8.7%

特例基準割合が7.3%を超える場合にあっては、本則の割合とする。

（注1） 特例基準割合は、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合（各年の前々年の10月から前年の9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均）に、年1%を加算した割合となります。（令和6年は年1.4%です）

（３）滞納処分

滞納になると、まず督促状により納税を促すほか、文書や電話による催告などを行います。それでもなお滞納した場合、大切な町税を確保するため、やむを得ず、滞納している人の給与や財産（不動産・預金等）などを差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うことになります。

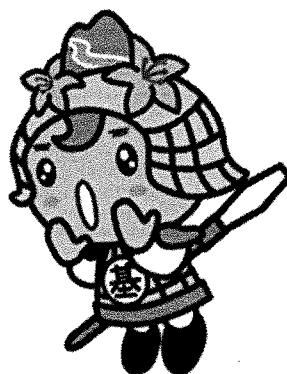
《納税相談はお早めに！》

病気、失業、災害等のやむを得ない事情がある場合は、納期を延ばしたり、分割して納付することができます。未納のまま放置すると、催告書が送付されたり、財産の差し押さえなどの滞納処分が執行されることとなります。また、納期限内に納付された方との公平性を保つため、延滞金が増加されてしまいます。納付が困難な場合は、早めに納税相談をされるようお願いします。

▼▼町税納付のよくある質問▼▼

Q	年度中途から口座振替を利用できますか？
	私は、今まで納期ごとに納付書で町県民税を納めてきました。今からでも口座振替を利用できますか。
A	口座振替の申込みはいつでもできます。申込手続は、金融機関の窓口へ口座振替依頼書・通帳・通帳届出印及び納税通知書等をご持参のうえお申込みください。
Q	基山町外に住んでいますが口座振替はできますか？
	私は、福岡市に住んでいますが、基山町に固定資産を所有しており固定資産税を福岡市内の銀行から口座振替で納めたいのですが。
A	町外の金融機関からの口座振替は、町指定の金融機関（前のページ参照）でしたら、佐賀県・福岡県内の本店・支店に限り口座振替できます。
Q	口座振替ができなかった場合はどうなりますか？
	振替日に通帳の残高が不足していたため、振替されませんでした。今から口座に入金すれば振替されますか。
A	再振替は行っておりません。残高不足等で振替できなかった方等には、後日「口座振替不能通知書（納付書）」をお送りしますので、直接金融機関やコンビニ等で納付してください。 振替不能にならないように、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

**町税等の納付には
便利な口座振替を
ご利用ください！**



令和 6 年度 町税等納付月 一覧表

月 税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税 (普通徴収)			全納 1期		2期		3期			4期		
固定資産税		全納 1期		2期					3期		4期	
軽自動車税 (種別割)		年税										
国民健康 保険税			全納 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
住宅使用料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
下水道 受益者負担金				1期		2期		3期			4期	
後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限及び 口座振替日	4月 30日	5月 31日	7月 1日	7月 31日	9月 2日	9月 30日	10月 31日	12月 2日	12月 25日	1月 31日	2月 28日	3月 31日

町税等に関するお問い合わせ先

基山町役場 代表		0942-92-2011
税金	税務課	92-7918
後期高齢者医療保険料	福祉課	92-7934
保育料	こども課	92-7968
住宅使用料	定住促進課	92-7920
下水道受益者負担金	建設課	92-7963

この社会あなたの税がいきている

